

## 郡山市シンボルマーク使用に関する要綱

平成8年8月1日制定

平成14年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

[文化スポーツ部国際政策課]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市シンボルマークの使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「郡山市シンボルマーク」とは、郡山市シンボルマーク管理マニュアル（平成8年3月29日制定）において規定されたものをいう。

### (使用承認申請)

第3条 郡山市シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、市の要請に基づきこれを使用する場合は、この限りではない。

### (使用承認)

第4条 市長は、郡山市シンボルマークの使用を承認したときは、郡山市シンボルマーク使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

### (使用承認の基準等)

第5条 郡山市シンボルマークは、次に掲げる事業等に使用する場合に使用を承認することができる。

- (1) 市（市の機関を含む。）が共催、後援又は協賛する事業
- (2) 郡山市のイメージづくり推進に関する活動の一環として行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を適当と認める事業等

2 次の各号のいずれかに該当するときは、郡山市シンボルマークの使用を承認することができない。

- (1) 郡山市の良好なイメージづくりの妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがあるとき。
- (3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するお

それがあるとき。

(使用方法)

第6条 第4条の規定により承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、郡山市シンボルマークの使用に当たっては、郡山市シンボルマーク管理マニュアルに基づき使用しなければならない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

2 市長は、郡山市シンボルマークの使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(庶務)

第9条 郡山市シンボルマーク使用に関する庶務は、文化スポーツ部国際政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

郡山市シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住 所

氏 名

（団体にあつては事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり郡山市シンボルマークを使用したいので申請します。

記

1 使用目的

2 使用方法（簡単な仕様書及び図面を添付すること。）

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

郡山市シンボルマーク使用承認書

平成 年 月 日

様

郡山市長

平成 月 月 日付けで申請のありました郡山市シンボルマークの使用について、承認します。

第3号様式（第8条関係）

郡山市シンボルマーク使用承認取消書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで承認した郡山市シンボルマークの使用については、下記の理由により取り消します。

記

使用承認取消理由